

広島県告示第二十号

広島県証紙条例（昭和三十九年広島県条例第二十八号）第五条第一項の規定によって、次のものを証紙売りさばき人に指定した。

平成十九年十月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

三原市	名 称	三原市港町三丁目五番一 号	主たる事務所の 在 地	三原市港町三丁目五番一 号	売 り さ ば き 所	売 り さ ば き を す る 証 紙 の 種 類
				広島県収入証紙		